



第27回

参議院議員通常選挙

投票日 7月20日(日)

期日前投票・不在者投票は 7月4日(金)～7月19日(土)

投票は18歳から

投票の方法など、詳しくはWEBサイトをご覧ください

福島県選挙管理委員会



第27回

参議院議員通常選挙

投票は
18歳から
行えます

投票日 7月20日(日)

選挙に関する情報はこちらのサイトから 候補者・政党等の情報がご覧になれます。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/>

福島県選管

検索



投票日に投票できない方は、**期日前投票制度**又は**不在者投票制度**を利用しましょう!!

避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

期日前投票制度・不在者投票制度

◆ 期 間 / **7月4日(金)～7月19日(土)**

◆ 時 間 / **8:30～20:00** (※一部、異なる場合があります)

期日前投票所によっては、**投票できる期間や投票時間が異なる場合**がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

◆ 場 所 / **期日前投票** : 各市町村選挙管理委員会が定める場所

不在者投票 : 滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会

◆ 手 続 / **期日前投票** : 期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します

不在者投票 : 以下の手順により投票してください

1 投票用紙等を請求する

「**不在者投票請求書・宣誓書**」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ持参又は郵送してください(**メールやFAXでの請求はできません**)。

※様式は、福島県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。

2 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒(**投票用紙**、**投票用封筒(内封筒と外封筒)**、**不在者投票証明書**)を受け取ってください。

【注意】**不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。**

3 滞在地(避難先)の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会で投票してください。

滞在地(避難先)の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、**余裕を持って早めの投票をお願いします。**

期日前投票はこんなときにできます

仕事、学業、本人又は親族の結婚式等の場合

※自宅や商店等を営んでる方も期日前投票ができます。
※結婚式の仲人や司会、あるいは葬式で手伝うことになっている方も期日前投票ができます。



投票区の区域外に出かけたりする場合

※家族旅行やショッピングに出かける方も期日前投票ができます。



病気、けが、出産等のため歩行ができない場合



引越し等をして他の市町村に住んでいる場合



期日前・不在者投票の詳細については、福島県選挙管理委員会(024-521-7062)又は最寄りの各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。